

## 「テロ等準備罪」の新設について慎重審議を求める意見書

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を三年後に控え、テロ対策が最重要課題の一つとされる中、国際社会と緊密に連携しテロ行為の防止に向けた協力関係を構築するため、国境を超える組織犯罪の取り締まりを目的とする「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」締結のための法整備の一環として、現在「テロ等準備罪」の新設が検討されている。

しかしながら、すでに現行法においてもテロ等の準備行為を処罰する規定は存在しており、さらに法案により処罰を一般化するならば、その必要性や合理性が明らかにされなければならない。

また、対象となる「組織的犯罪集団」の定義や、共謀「合意」の判断、「準備行為」の要件などが曖昧であり、捜査機関の拡大解釈によっては一般団体や個人の「内心の自由」が侵され、自由な思想信条が罰せられる恐れがある。

加えて、「テロ等準備罪」の新設は、未遂に至らない段階の行為についても処罰対象となることから、捜査機関による監視等の範囲拡大につながることも懸念され、言論・表現の自由やプライバシーの侵害など、基本的人権までもが脅かされる恐れがある。

よって、本市議会は、国民の基本的人権を守り、憲法が保障する思想・信条・表現の自由を十分鑑みて、「テロ等準備罪」の新設について慎重に審議を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月12日

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
法務大臣	金田	勝年	様
参議院議長	伊達	忠一	様

兵庫県丹波市議会  
議長 太田 喜一郎